法務·検察行政刷新会議(第1回) 議事録

第1 日 時 令和2年7月16日(木) 自 午後 2時05分 至 午後 4時06分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題 1 法務大臣挨拶

- 2 委員等の自己紹介
- 3 議事の公表等の在り方について
- 4 検察の在り方検討会議提言及びその後の検察改革の状況等についての説明
- 5 その他

第4 議事 (次のとおり)

〇保坂事務局 それでは、ただいまから法務・検察行政刷新会議の第1回会議を開催いたします。

座長, お願いします。

〇鎌田座長 本日は、皆様、御多用中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

自己紹介は後ほどさせていただきますけれども、法務大臣の御指名によりまして、本会議の座長を務めさせていただくことになりました鎌田でございます。よろしくお願いいたします。この後の進行を務めさせていただきます。

まず、本会議の開催に当たりまして、森法務大臣から御挨拶を頂きます。

大臣, よろしくお願いいたします。

○法務大臣 法務大臣の森でございます。

法務・検察行政刷新会議の初会合に当たりまして、法務省を代表して一言挨拶を申し上げます。

まず,委員の皆様方におかれましては,御多用中,本会議の委員を引き受けていただきま して本当にありがとうございます。

法務省及び検察庁は、国民の自由・権利、安心・安全を担う司法行政を携えるということから、日頃から国民の正義の実現に対する期待が大きい役所でございます。しかしながら、昨年末のカルロス・ゴーン被告の国外への逃亡等に端を発して、我が国の刑事司法の在り方が国際的に広く議論の対象になりました。そして、検察官の勤務延長問題、それに続く検察庁法改正案をめぐり、政府、検察庁、法務省に対する国民の信頼、期待は大きく損なわれることになりました。

このような深刻な事態を受け、現下の法務・検察行政の問題点と課題を洗い出した上で、 犯罪の複雑化、国際化に即応して国民の安全・安心を十分に確保し、国民の期待を担う令和 時代の新しい法務・検察行政の在り方について、外部の有識者にお願いして、この会議を設 置することにいたしました。

法務・検察行政の内実や現行の刑事手続は、その必ずしも透明ではない部分から、国民や 国際社会から理解を十分に得られているとは言い難い状況にございます。私自身、法務・検 察の広報及び情報公開の在り方並びに手続等の在り方については、率直に反省すべき点があ ると考えております。法務省及び検察庁の両組織は、国民の自由・権利、安全・安心な生活 を実現するため、その透明性、説明責任、規律、倫理、人事、綱紀粛正の在り方について大 きな課題を克服し、国民の信頼を再び回復しなければなりません。

なお、過去、検察庁においては、不祥事を受けて検察の在り方検討会議が開催され、平成23年3月31日付「検察の再生に向けて」と題する提言がなされているところであります。そしてこれを受け、最高検察庁も「検察の理念」と題する検察基本規程を公表するに至りました。同検討会でのこれらの成果は既に得られた知見であり、本刷新会議でも当然の前提とすべきです。そのため本日は、その点について法務省から説明をすることにしてございます。法務省が、そして検察行政が、なぜ再び国民の信頼を失ってしまったのか、同検討会議以降、行政として何を改革し、何が不足していたのかを検証することが必要であると考えています。本日お集まりの委員の皆様方には、会議の進め方、審議の範囲を含めて忌憚のない御

意見を賜りたいと存じておりますが、特に私の方から御意見を賜りたい点について申し上げます。

第1に、検察の綱紀粛正の問題でございます。今回、勤務延長の対象となった黒川前検事長が、検察官としてあるまじき行為によって処分を受けたことは御記憶に新しいことかと存じます。これは、決して前検事長の個人的不祥事と捉えてはならないと思います。現場で一生懸命捜査をしている検事、そして現場で一生懸命日々働いている法務省職員に大きな衝撃と失望を与えました。私も心を痛め、大臣訓示をさせていただきましたが、なぜ検討会議の後、このような問題が起こってしまったのか。また、法務省にも検察官任官者は多数おりますので、同様な議論を法務省内の倫理としても検討をされるべきではないか。さらには組織内部での綱紀粛正の不透明性、形式上の処分の在り方と実体的な運用との乖離といった問題をどう解決すべきか、有識者の皆様方の御意見を賜りたいと思います。

第2に,第1とも関係いたしますが,検察のみならず法務行政の透明化の問題でございます。すなわち検察官人事,法務省人事をめぐる問題,行政文書の作成・保管に関する問題, 国民から,国際社会から分かりにくい検察・法務行政に関する広報や情報公開の在り方について議論をしていただきたく存じます。

私は、国会では国民の皆様への説明責任を果たすべく、事務方の説明に基づき全力で答弁を申し上げてまいりましたが、それらは全て現行法上の運用上のルールに基づいているものでございます。しかし、現行のルールに基づいたものが国民にとって分かりにくいという御批判を頂いたということも、また事実でございます。ですので、これらの現行のルールを少しでも透明化することができないかということを考えております。

第3に、その他、刑事手続全般の在り方の問題でございます。この問題は細部にわたり、 先ほどお示しした検察の在り方検討会議で議論をされておりますが、それ以降、実務に反映 されていない問題、なお積み残しとなっている課題があるのではないか。私は今回、この検 討会議の議事録を再現いたしまして、委員の皆様のお手元にデータとして配布をさせていた だきました。カルロス・ゴーン事件以来、国際社会から御批判を受けておりますが、私はそ れに対して、決して日本の刑事手続が国際社会から大きく遅れていると、そういうものでは ない。ただし、それが100点満点とは申し上げませんと。どの国でもそうであるように、 足りないところがあるのであれば常に見直していく、その努力をいたしますと約束をしてま いりました。その約束の一つが今回の会議でもあります。

また、政治と検察の距離の問題など、様々な御指摘を頂いておりますので、令和時代の新 しい法務・検察を目指すためのこの会議で、法務大臣に対しても、御批判、御指摘、御意見 をお寄せいただきたい、ぶつけていただきたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、本会議の座長は、元早稲田大学総長、鎌田薫先生にお願いをすることにいたしました。皆様におかれましては、鎌田座長の下、活発な御議論を重ねていただき、皆様からの御提言については政府として重く受け止めさせていただきます。私から委員の皆様に話していただきたい議題をお示しはいたしましたけれども、テーマに拘泥されず、聖域なく何でも御意見を頂きたいというふうに思います。

また本日は、若い人の御意見を承るべく、オブザーバーとして若い世代の方にもおいでいただきました。私は検察・法務行政をこれから作っていく若い世代の方々の御意見も頂いて、 共に作り上げていきたいと思っています。私がこの会議をやりますと記者会見で申し上げま したら、何とこの法務省の中からも、若手の現場からも、大臣のやっていることに対して、 僕たちも、私たちも意見がある、自分たちの組織をこのように変えていきたい、そのような 意見を多くお寄せいただいております。そこで、私は本日のこの会議と一緒に、法務省内に も若手職員たちの改革を目指す話合いの場を設けていきたいと思っているところでございま す。

この会議については、どうかスピード感を持って様々な御意見を出していただきますようにお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

〇保坂事務局 それでは、ここで報道関係者の方に退出いただきますのでしばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

- **〇保坂事務局** 報道関係者の方は退出されましたので、ウェブ参加の方のカメラはオンにしていただいて結構かと思います。マイクにつきましては、御発言があるまではオフのままお願いいたします。
- **〇鎌田座長** 大臣, 大変ありがとうございました。

本日は第1回目の会議でございますので、委員、オブザーバーの皆様からごく簡単で結構ですので、自己紹介をしていただきたいと存じます。

まず最初に、私から一言申し上げます。

先ほど申し上げましたように、大臣から座長にという御指名を頂きましたが、私、早稲田 大学の総長を務めましたが法律家でもあります。ただ、専門は民法でございますので、刑事 法には疎いというのが正直なところでございます。

ただ、この会は刑事司法、あるいは法務行政の専門家の間で議論するよりも、むしろ国民 一般の感情に基づいた様々な意見を集めるということが重要かというふうに思っております ので、言わば一市民としての感覚を持ちながら議事進行に努めていきたいと思っております ので、是非よろしくお願いいたします。

続きまして、この会議につきましては、私も年寄りでございまして、いつ倒れるか分からないというふうなこともございますので、副座長を任命させていただきました。お二方、お願いをしております。山本和彦委員と紀藤正樹委員のお二方でございます。

まず、山本和彦委員、自己紹介をお願いいたします。

〇山本副座長 一橋大学の山本和彦と申します。専門は大学では民事訴訟法,その他の民事手 続法を教育,研究をしております。

今の鎌田座長の御発言は純粋な謙遜だと思いますが、私は事実として刑事法には非常に疎い人間でありますので、正に一市民として、この会議で何らかの貢献ができればというふうに思っております。

鎌田座長をできるだけ補佐してまいりたいというふうに思って、是非倒れないでいただき たいというふうには思いますけれども、よろしくお願いいたします。

- ○鎌田座長 では、紀藤委員、お願いいたします。
- **〇紀藤副座長** 私は弁護士で、司法修習が42期になります。今年、弁護士歴が30年になります。大学院でアメリカの陪審員制度と憲法の関係という修士論文を書いた後に弁護士になりました。

現在の検察官制度や法務行政,刑事手続の利点も欠点も,弁護士実務の中でそれなりに,かつ痛いほど分かっているつもりです。

今回は当会議の副座長として、法曹の一員としての使命として、法務大臣の先ほどの御意見、それからその背後にある国民の皆様の御意見に真摯に耳を傾けて、この職務をやっていくつもりですので、よろしくお願いしたいと思います。

〇鎌田座長 ありがとうございました。

続いて、委員の皆様から自己紹介を頂きたいと思います。

委員等名簿の順に指名させていただきますが、今この席次が委員名簿の順になっております。お名前と御所属、御専門等の自己紹介を簡潔にお願いいたします。

なお,本日は山本隆司委員,行政法の御専門でいらっしゃいますけれども,所用のため御 欠席でいらっしゃいますので,山本隆司先生を除いた皆様に順次自己紹介をお願いします。 まず,鵜瀞先生,よろしくお願いいたします。

○鵜瀞委員 東洋学園大学の鵜瀞と申します。

私は長く公正取引委員会に勤めておりまして、専門は経済法、競争政策になります。退官 後は大学で教えながら、民間企業の役員などもしておりまして、コンプライアンスとかガバ ナンスに関心を広げております。法曹資格は持っておりません。そのような立場で何か貢献 できればというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇鎌田座長 ありがとうございました。

金指委員、お願いいたします。

○金指委員 こんにちは、金指でございます。

来てみて、六法全書なんかあってびっくりして、ますます場違いなところへ来ちゃったな と思いました。全く門外漢でございますので、何の知見も識見もございません。

私は東急不動産ホールディングスグループといいますか、事業会社、東急不動産と東急ハンズだとか、あるいは東急リバブル、東急コミュニティー全体で3万人ほどの従業員を抱えております事業集団の経営をかれこれ14年か15年やっておりますので、知見も識見もございませんが、一国民として何か言うことがあれば一生懸命言わせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○鎌田座長 後藤委員、お願いいたします。
- ○後藤委員 皆さん、こんにちは。後藤昭でございます。

私は若い頃にごく一時期だけ弁護士を経験しましたけれども、その後は専ら大学で、主と して刑事訴訟法の研究と教育をしてきた者です。

先ほど大臣からお話があった10年前の検察の在り方検討会議にも加わっておりましたけれども、今の時点で振り返ってみると、やはり十分でなかったところや、既に時代に遅れているところがあると思いますので、そこを新しいものにもっと変えていくことがここでできたら良いと思います。

私は、ふだんから検察官のやり方を批判したりすることもあります。けれども結局法曹界の中にいるという意味では同業者同士の議論に止ります。ですから、広く法曹界の外から見たらどんな問題が見えるのかを、是非活発にお示しいただきたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございました。

では、冨山委員、お願いいたします。

○冨山委員 どうも、冨山です。よろしくお願いいたします。

私,現在は経営共創基盤という,仲間と一緒に企業再生とか経営改革のサポートをするコンサルティングファームというか,プロフェッショナルファームを経営しております。元は一応,ちゃんと真面目に研修所に行っていれば本当は39期の司法試験合格なんですが,実は試験はちゃんと刑事訴訟法と刑事政策を選択して受けております。

仕事は、特に産業再生機構以後は企業再生の仕事がメインになっちゃったので、山本先生とは大変多くの接点を持たせていただいております。だから、むしろ民事訴訟法の方に行っちゃったのではありますが、ある意味、国の政策と関わったときは、今もそうなんですが、この国の司法制度の、ある意味で非常にお世話になっている立場でありますし、それから経営論的に言いますと、私はやっぱり組織とかガバナンスの仕事をやらなきゃいけない立場で、多くのいろんな問題とか不祥事とかというのは、実は遡ると組織構造的なところに根っこがある場合が少なくないので、その辺は金指さんと同じなんですけれども、やっぱり経営をしているといろんなことが見えてくる部分があるし、今回貢献できる部分があるかと思いますので、できる限り頑張りたいと思いますので、どうぞ皆さん、御指導をよろしくお願いいたします。

〇鎌田座長 ありがとうございました。

では、太田委員、よろしくお願いいたします。

〇太田委員 太田と申します。

私は元々警察庁に入庁いたしまして、警察の中では様々な部門を歩きましたけれども、刑事警察が比較的多い経歴でございます。そのほか、出向で内閣法制局ですとか外務省などにも勤務をさせていただきまして、一昨年、警察大学校長を最後に退官をして、現在、日立製作所の方で勤務をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

〇鎌田座長 ありがとうございました。

山室委員、お願いいたします。

〇山室委員 山室でございます。

元裁判官です。それなりに著明な事件、例えば地下鉄サリン事件の実行犯とか、リクルート事件の江副さんとかを担当しました。2004年に思うところあって30年勤めた裁判所を去りまして、その後は刑事法とは縁を切って、専ら上場企業の社外役員として、どちらかといえば六法は会社法のところが汚れるという、そういう仕事をしてきました。そういう意味では、富山さんと同じようにガバナンスの観点から物が言えたらなと思っています。

そこで早速ですが、ガバナンスの観点から、今自己紹介中であることは承知していますので後からお聞きしたいのですが、前回の7月2日に顔合わせをした高井康行さんがこの場にいないのはなぜかということを法務大臣から御回答願いたいと、後でお願いします。

○鎌田座長 よろしくお願いします。

以上です。

篠塚委員, お願いいたします。

○篠塚委員 私は昨年度の東京弁護士会の会長をしておりました。本年3月17日に検察官の 勤務延長問題に関しまして強い危機感を抱きまして、閣議決定及び法律案を批判し、検察制 度の独立維持を求める会長声明を出させていただきました。この危機感を検察官の人事、幹 部養成制度の改革、そして検察・法務行政の透明化につなげ、そして世界に通じる刑事司法 制度にするには何をなすべきなのかを皆様とともに検討し、実りあるものにしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○鎌田座長 ありがとうございました。 井上委員、お願いいたします。
- ○井上委員 1か月ほど前に福岡高検の検事長を最後に退官した検事でございますが、経歴的には検察の現場と法務省の刑事局以外にも、若い頃、総務省に出向して情報公開法の立案に当たったり、あるいは司法法制部において司法制度改革に携わったり、あと入管に行って入管の局長をやったりとか、余り脈絡のない様々な経験をしてまいりました。

今回は、ほやほやとはいえOBの立場でございますので、検察の現場等は一応知っているけれども、若干距離を置いたという、そういう立場で参加すべきかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- **○鎌田座長** 次に、オブザーバーでいらっしゃいます、まず小林りんさん、ウェブ参加でいらっしゃいますけれども、よろしくお願いします。
- **〇小林オブザーバー** ありがとうございます。軽井沢に在住しておりますため、このように遠隔からの参加となります非礼をまずはおわび申し上げます。

私も全く法律は門外漢でございますので、一国民としてオブザーブをさせていただきたいと思うことと、私どもの学校には200名の生徒が80か国以上から来ておりますので、先ほど大臣の方からお話があられた国際世論に対しての発信といった旨についても、何か微力ながらお役に立てることがあればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇鎌田座長** ありがとうございました。 もうお一方のオブザーバー、徐(そぉ) さんとお呼びすればよろしいですか。
- **〇徐オブザーバー** 徐と申します。オブザーバーで参加させていただきます,70期の徐東輝と申します。

皆様の期に比べると本当に若造だと、若輩者だと思うんですけれども、私、法曹の末席の身分として、ソーシャルメディアだったりブログ等でいろんな法案等の解説等をしてきた中で、今回、検察庁法改正案だったり勤務延長問題等で100万人以上の方に見ていただいたと。そのような反響を持った中で、私としてはオブザーバーとしてこの会議に参加させていただき、この議論を国民の方にしっかり伝えていくと、国民と対話する場にすべく参加させていただいていると思っております。若輩者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田座長 よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局にも自己紹介をお願いしたいと思います。 まず、久保有希子さんから。

〇久保事務局 日本弁護士連合会の嘱託をしておりまして,第二東京弁護士会に所属しております。

私の方では事務局を務めさせていただいておりますので、何か事務の関係で不備などございましたら、私の方にまた御連絡いただければと思っております。皆様のサポートができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○鎌田座長 次に、保坂和人さん、お願いします。
- **〇保坂事務局** 事務局をさせていただいております保坂でございます。法務省では大臣官房審議官をさせていただいております。

いろいろ至らない点あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、山室委員からの御質問について、大臣、お願いいたします。

○法務大臣 そうですね。私からちょっとここで御説明をさせていただきたいと思います。

先日いらっしゃらなかった方もいるんですけれども、2日だったと思いますけれども、委員等の案に上がっている方々に来ていただきました。それで、今日は委員にならずにオブザーバーになっている方もいます。そして、委員に選ばれなかった高井さんもいらっしゃいました。

様々な方を入れるという案を事務方とずっと練ってきた中で、意見交換会もさせていただいたんですが、その場でも申し上げたんですが、委員になるか、オブザーバーになるか、ヒアリング対象になるか、そしてまたその役職が座長になるか副座長になるか、それ以外かということは、今後決めさせていただきますというふうに申し上げました。

その中で、事務方からの、法務省からの案は、検察出身者を必ず入れた方がいいという案でした。私はそれに反対をしておりました。しかし、皆で話し合った結果、やっぱり検察、元検察の方に委員に入っていただいた方が、検察の実務もしっかり御説明をしていただけるという御意見がございまして、座長とも御相談した結果、井上さんに入っていただきました。元検事総長の方にも御相談をした結果、元検事の方の中でも、やはり最近のところまで捜査の実務に携わっている方、今現在の新しい検事さんたちも、録音・録画とかも入っておりまして、そういった実務を見聞きしている方が入った方がいいだろうということで、井上さんが6月まで検事長をなさっていたということで、検察畑の中の御推薦として、お一人、井上さんになりました。

その上で、高井さんというのは、私も今、法制審の委員に私が任命してやっていただいている方なんですが、この会議の後、法制度のことは法制審の審議に預ける形になると思います。そういう意味で、現在、法制審の委員の方がここに入っているということは、国民から見て、その公平性の点で何か疑義が生じたらいけないであるとか、様々な事務方の意見もありまして、事務方サイドで井上さんにお願いしようということに決まったわけでございます。今日の読売新聞に、何か私が外したみたいなことが書いてあるんですが、毎回新聞記事に違うことが書かれて、今日もマスコミの前で文句を言おうかと思ったんですが、そこは我慢しました。

何か補足の説明があれば、保坂さんからどうぞ。

- ○保坂事務局 特にございません。
- ○鎌田座長 山室委員, よろしいですか。
- **〇山室委員** 正に今の読売の記事の話をしようかと思ったところですが、逆になぜ読売に抗議 しなかったんですか、チャンスだったのに。
- ○法務大臣 そうですね。私は抗議をしようかと思ったんですが、さっきお昼を1人で食べているときに考えましたが、北風と太陽の話もございますが、読売の記者さんが私に全く取材することなく、誰に聞いてあの記事を書いたか分かりませんが、少なくとも私にも聞いてほしかったなと思っています。それを皆の前で厳しく追及するよりは、この後、ちょっと意見交換しないということで話をして、記者さんに、次は私の意見も聞いてねということをお話しすることで、今後より真実に近い形の報道がなされて、国民に誤解を与えたり、混乱をさ

せたりすることがないようにしてほしいなと思います。もちろん私自身を批判することは当 然構わないんですけれども、間違った事実が載ってしまうことについては、太陽政策でお話 ししようかなと思いました。

- ○鎌田座長 山室委員, よろしいですか。
- **〇山室委員** 括弧付きで。これ以上は言いません,時間の無駄ですから。
- ○鎌田座長 それでは、次に、議事の3に入らせていただきます。

議事録の取扱いを含め、本会議の議事の公表等の在り方についてお諮りいたします。大臣 の御挨拶にもありましたように何よりも透明性が重要ですし、この会議体も、いろんな意味 で注目されているところでございますので、できるだけ議事内容を的確に公開していただき たいと思っております。

これまでの法務省の会議の一般的なやり方であろうと思いますけれども、会議自体は公開をしませんが、発言者名を明らかにした逐語の議事録を作成し、その議事録を法務省のホームページにおいて速やかに公表すると同時に、本会議で用いた資料も法務省のホームページにおいて公表することを原則とする。その上で、今後の御議論の状況に応じて、公表することが適切でない議事内容や資料がございましたら、その都度、例外的な取扱いの要否につき、皆様にお諮りして決めていく。このような公開方法でいかがかと考えておりますが、委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

- ○後藤委員 たしか検察の在り方検討会議のときは、報道関係の方が別室のモニターで傍聴できるようにして、それで特に支障も出なかったと私は理解しています。今回もそうしたらどうかと私は思います。
- ○鎌田座長 ほかの御意見はございますでしょうか。 では、井上委員、どうぞ。
- ○井上委員 私は在職中に法制審の事務局的なことを随分やったせいか、最初に座長から御説明のあった、発言者の名前を出した逐語訳の議事録、これを関係資料とともにできるだけ速やかにホームページで全部公開するというやり方で足りるんじゃないのかなと。それが法制審でずっとやってきたやり方だから、私はなじんじゃっているせいなのかもしれませんけれども、公開の詳細さと正確性においてはもう完璧ですし、迅速性の点で若干遅れる場合がある、そこが一番弱いところなんですが、それについては記者ブリーフィングをするかどうかという問題がございます。そこまですれば、もう全然問題はないということになると思いますので、座長の御提案の方式でよかろうかと思っております。

ただ、後藤委員のおっしゃるやり方も一つの方式で、この場におられる委員の方々がそのやり方で特に支障ないということであれば十分とり得る案だと思いますが、ただ、その場合には、マスコミに最大限の情報公開をしていますので、記者ブリーフィングをやるとしても、これは毎回やるまでの必要はなく、節目、節目で、最初と最後と中間報告とか、そういう節目、節目でやれば十分なのかなと思っております。

以上です。

- ○鎌田座長 ほかの御意見はいかがですか。 篠塚委員。
- 〇篠塚委員 篠塚です。

私は司法制度改革審議会のとき、随行でずっと行っていたわけですけれども、そのとき最

初に、やはりどう公開するかで大変な問題になりまして、そのときからマスコミ公開、別室で公開してやるということ。だからといって、委員の皆さんの発言が何か躊躇したとかいうことは全然なくて、余り意識せずにやれたので、今回は透明性ということが問題になって、国民に注視していただかないと、また困るところもあるので、国民の期待に沿うという意味では、是非マスコミへの同時の公開をしていただければと思います。

- **〇鎌田座長** ほかにはいかがでしょうか。 太田委員。
- **○太田委員** 先ほど座長御提案の中にありましたように、資料の取扱い等で判断を要する場合 とかが想定されるのであれば、基本的に冒頭、座長御提案のようなやり方の方が無難なよう な感じはいたしました。
- ○鎌田座長 ほかの御意見はよろしいですか。

それでは、幾つかの御意見いただきましたけれども、マスコミ向けに同時配信でという御意見、マスコミに限定するという理屈も難しいところはありそうですけれども、これもセキュリティー等の関係もございますので、現実的にどの範囲の方にそれに参加していただくことができるのかというようなことについては事務局等と少し打合せをさせていただいて、できるだけ委員の皆さんの御意向に添えるような方向で進めたいというふうに思っております。その結果は、次回会議までにお伝えできるようにしたいと思いますが、本日のところは、先ほど申し上げたような形で議事録を作成して、それをできるだけ早く公開する。その上で、本日終了後には記者ブリーフィングを行うことで本日の議事の様子を、これは余りうかつにしゃべると、かえって間違った情報を伝える危険性もありますので、その点、十分配慮しながら、副座長とともに記者ブリーフィングに臨ませていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

大臣は、公務のためにここで一旦御退席になります。どうもありがとうございました。

○法務大臣 よろしくお願いいたします。

(森法務大臣退室)

○鎌田座長 それでは、続きまして議事の4に移ります。

本会議における具体的な検討事項につきましては、先ほどの法務大臣の御挨拶にありました事項を踏まえ、次回の会議において、論点整理に向けた御意見を伺っていきたいと思っております。皆様方の御意見を踏まえて、論点を整理して、そして逐次テーマごとに議論を進めていくというふうなことを考えておりますが、いずれにしましても、私自身も含めて、本会議の構成員には刑事や検察分野を御専門とされていない方が相当数おられますので、まずは基礎的な事項について認識を共有して、共通の土俵の上で議論ができるような環境整備が必要ではないかというふうに考えまして、当局から法務省・検察庁の組織の概要や刑事手続の流れ、そして、先ほど来御紹介のありました検察の在り方検討会議の提言、それに応じたものも含めてになると思いますが、最近の検察改革の状況、これらについて、配布資料に基づいて説明を頂きたいと思います。その上で、構成員の皆様から質疑応答を行うことにしたいと思います。

まず、当局からの御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

〇佐藤刑事局総務課長 刑事局総務課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

マスクを着用したままとなりますが、お聞き苦しくなることは御容赦ください。

それでは、まず、お手元にお配りされています資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料といたしましては、二つパンフレットがございます。一つは法務省2020令和2年版と呼ばれるパンフレットが一つ、それからもう一つが、下に検察庁とあります青い表紙のパンフレットがございます。

続きまして、資料としまして、①から⑪まで番号が振られた目次付きの資料がお手元にあるのではないかと思いますが、それについて簡単に御確認を頂ければと思います。

まず①ですが、近時の刑事司法改革の流れということで、時系列になったようなものがございます。

それから、次に②、これは②-1と2とございますが、検察の再生に向けてというタイトルのものですが、これが検察の在り方検討会議の提言でありまして、②-1が概要版、②-2が本体ということになっています。

続きまして、③検察の再生に向けての取組というペーパー、これは3ページにわたるものですが、こちらがございます。

続きまして、⑤検察改革の進捗状況、平成24年4月5日、法務省とあるものがございます。

続きまして、⑥検察改革3年間の取組、これは平成26年6月、最高検察庁とあるものでございます。

続きまして、⑦, こちらは法制審議会の諮問でありまして、諮問第92号と右上に表記があるものでございます。

続きまして、資料の⑧時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想、平成25年1月というものがございます。

続きまして、⑨新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果というものがございます。

そして、資料の⑩, これは刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要(詳細版)というものでございます。

そして、最後に⑪ですが、これは刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則9条を抜粋したものということで1枚のものになってございます。

ただいまからの説明で使う資料は以上のとおりとなりますが、資料に不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらの資料等を用いて説明をさせていただきます。

まず、パンフレットの方ですが、お手元の資料のうち、法務省2020とあるパンフレット、こちらから御覧いただければと思います。

まず組織、法務省と検察庁の関係などについて少し御説明をしたいと思います。

パンフレットのうち7ページをお開きいただきますと、法務省のあらましというページ、7ページから8ページにかけてのものがございます。これは法務省の機構図をお示ししてい

るものです。

こちらを御覧いただきますと、機構の全体が法務省を表しているわけですが、左側に法務省の長である法務大臣のほか、法務副大臣、大臣政務官等が掲げられております。法務省というのは、その中に大臣官房、あるいは民事局、刑事局といった内部部局があるわけですが、検察庁はどこに書いてあるかといいますと、この7ページの上の方の紫色である最高検察庁、高等検察庁などとある、ここの部分に位置付けております。検察庁は、検察庁法という法律におきまして、検察官の行う事務を統括するところというふうに規定されております。こちらは、検察庁は国家行政組織法における特別の機関の一つというふうにされております。

それから、定員なども規定されておりますが、この8ページを御覧いただきますと、右側に定員(令和2年度)とありまして、法務省全体5万4、621人のうちに、検察庁というのが中ほどにございますが、1万1、863人という記載があるかと思います。

なお、検察庁には検事をはじめとする検察官、それから検察事務官がいるわけですが、このうち検事について、検察庁に属しているものの、法務省設置法という法律の、これは附則にありますが、そちらに基づいて、法務省の職員のうち、133人は検事をもってこれに充てることができるという規定がございます。そういったことから、例えば法務省の内部部局であります法務省の刑事局の長である刑事局長、あるいは民事局長などについて、そういった官職に裁判官出身の方も含みますが、検事が充てられているということになっています。

次に、もう一つの青いパンフレット、検察庁とあるパンフレットを御覧ください。こちらの1ページに、検察庁の組織というのが書いてございます。

検察庁は、こちらは検察庁法という法律に基づきまして、裁判所に対応する形で最高検察 庁以下、高等検察庁、それから地方検察庁などが設けられています。これらの検察庁に所属 する個々の検察官が、例えば起訴でありますとか不起訴、こういった判断をするなどの検察 権などと呼んだりしますが、こういった検察権を行使する権限を有するとされています。そ ういったことから、一般に検察官については独任制の官庁であると言われたりしております。

一方で、個々の検察権行使における過誤を防止し、あるいは全体として検察機能をより効果的に発揮させると、こういう必要もございますので、ここは検察官同一体の原則ということが言われたりしますが、検察庁法という法律によって上司の指揮監督権、あるいは上司の事務引取権、こういったことが定められています。

その上で、検察官と法務大臣との関係でありますが、検察庁法上は以下に述べるような定めがございます。すなわち、法務大臣は検察権の行使について、検察官を一般的に指揮監督をすることができます。他方、個々の事件の取調べまたは処分については、検事総長のみを指揮することができるというふうに定められています。これが、通常、指揮権と呼ばれたりするところですが、法務大臣と検察官、あるいは検察庁との関係ということで申し上げました

続いて、刑事手続において、検察官がどういう役割をしているかということをごく簡単に 御説明したいと思います。

お手元の検察庁の青いパンフレットですが、こちらの4ページを御覧いただきたいと思います。3ページと4ページでございます。

左側に検察庁の職員とありまして,大きく分けると検察庁には検察官,それから検察事務 官が勤務しています。その上で,主に検察官ですが,検察官が刑事事件でどういった関わり をするかということについて御説明します。

これから4ページですが、一般に犯罪が発生いたしますと、警察が犯人を検挙する、それで必要な捜査を遂げた上で、検察官に事件を送致するということになります。検察官も、その上で必要な捜査を遂げて、その後で起訴するか、あるいは不起訴にするかという判断をする。起訴した後、今度は裁判所においてその審理に関与して、証拠を提出したり、あるいは被告人についてどういった刑が相当かという意見を述べるなどをしています。

1枚おめくりいただきまして、パンフレットの5ページを御覧ください。

これは捜査について、5ページから6ページにかけて簡単に記載したものですが、ただいま御説明したように、一般に犯罪が発生しますと、警察において捜査を遂げて、検察官に事件を送致することとなります。その後、右のページにありますように、検察官においても被疑者の取調べ、あるいは捜索差押えなどの必要な捜査を遂げた上で、起訴、不起訴を判断することになります。

このほか流れ図で言いますと下の方になりますが、検察官に対して直接告訴、告発等が行われることがあります。こういった場合は警察の捜査がなく、検察官が独自に捜査をして、その上で処分を決めるということになりますが、特捜部、特別捜査部において行われている事件は、こういった警察の捜査を介さないで検察庁で捜査をするという流れで進むものがございます。

1枚おめくりいただきまして、今度は7ページです。

公判とありますが、これは公判の流れについて示したものです。公判、刑事裁判ということですが、検察官が必要な捜査を遂げて起訴をした場合、略式手続などの一定の場合を除けば公判が開かれることとなります。こちらの図は、例えば殺人事件などのように一定の重大事件の場合の裁判員裁判を想定したものとなっておりますが、検察官は、その公判において証拠を提出したり、あるいは求刑をする、刑についての意見を述べたりするということなどの訴訟活動を行うことになります。

以上,簡単ではありますが,刑事手続と検察官の関わりについて御説明いたしました。 それでは,時間の関係もございますので,続きまして,近時の刑事司法改革の流れについ て御説明いたします。

お配りした資料に基づいて説明いたしますが、まず資料の①、上に近時の刑事司法改革の流れとある資料でございます。こちらは時系列のように記載しておりまして、こちらについては何度かこの後も御参照いただきたいと思っております。

まず一番上ですが、平成22年9月に大阪地検特捜部が厚生労働省の元局長を虚偽有印公 文書作成罪等により起訴していた事件について、無罪判決が言い渡されました。この事件に 関しましては、捜査を担当していた主任検察官がその事件の重要な証拠物であるフロッピー ディスクのデータを改ざんしたということ、それにその事実を知った大阪地検特捜部長及び 特捜部の副部長、それぞれがその事実を隠蔽したと、こういう事実が判明いたしまして、最 高検察庁が所要の捜査を行い、主任検察官、それから特捜部長、特捜部副部長を起訴すると、 こういった事態に至りました。

この一連の事態の発生を受けて、当時の法務省、柳田法務大臣の指示により、平成22年 11月、法務省では、外部の有識者15名からなる検察の在り方検討会議を設け、検察に対 する信頼の回復を図るべく、幅広い観点から検察の在り方について御議論を頂きました。こ の検討会議は、平成22年11月10日の第1回以降、合計15回にわたって開催されております。その後、平成23年3月31日には「検察の再生に向けて」と題する提言が取りまとめられ、法務大臣に提出がなされました。

お手元の資料②-2というのが、その提言の本体ということになります。

こちらは後ろの方に別紙がございます。別紙の1と別紙の2というのがありますが、後ろから三、四枚目ぐらいにありまして、まず別紙1に、検察の在り方検討会議の委員の名簿がございます。御覧の方々に座長、さらに委員等をお務めいただきまして議論をしていただきました。

それから、続いて別紙2の方には開催状況、審議経過について記載がございます。検討会議における議論等の状況、簡単に御説明いたしますと、御覧いただいている、この審議経過のとおりでありますが、有識者からのヒアリング、あるいは最高検、法務省事務当局からの必要な説明聴取のほか、大阪、札幌の両地検の視察等を行いつつ、検討事項等について意見交換が行われました。第6回会議におきまして検討事項についての論点整理を行った上、以後、この論点整理の内容に沿って議論、検討がなされています。その結果、最終回、第15回の平成23年3月31日に提言が取りまとめられたというものであります。この検討会議における議論の具体的な内容を、大方の合意が得られた範囲内で提言に取りまとめられております。

次に,この提言の内容について御説明します。

資料②-2がその提言でありますが、ちょっと最初の方に戻っていただくと目次がございます。2枚目、裏表紙になっていますが、「はじめに」という序文から始まりまして、検討会議の提言は第1から第4までで構成されています。一つが検察の使命・役割と検察官の倫理、続いて検察官の人事・教育、それから検察の組織とチェック体制、そして4点目が検察における捜査・公判の在り方という四つの柱から構成されております。

それぞれの概要ですが、②-2の今御覧いただいている提言の本文4ページを御覧いただきたいと思います。

こちらには、「第1 検察の使命・役割と検察官の倫理」とございますが、提言は各項目の冒頭に枠組みで要点が記載され、以下、本文が続くという形式になっています。

この要点だけを抜粋したものが、実はこの資料2-1の提言概要版となっていますので、こちらで今日は簡単に説明いたします。概要版、資料2-1の第1から第4までが、その提言の四つの柱に沿ってまとめたものとなっています。

検察官の使命・役割と検察官の倫理につきましては、1番として、検察の基本的使命・役割。簡単に言いますと、検察官は、被疑者・被告人の権利保障と事案の真相解明に努めることにより冤罪を防止し、真犯人の適切な処罰を実現するという検察の使命・役割を自覚すべきであるといったこと。あるいは「公益の代表者」として、公正な裁判の実現に努めなければならないといったことの確認、提言がなされています。

続いて2番として、時代の変化に応える検察として、検察官は、時代の変化を感じ取って 未来を志向する能力を培い、より高い倫理と品性を身につけ、謙虚な姿勢を保つべきである といった提言。

さらに3番目として、検察官の倫理ですが、検察官が職務の遂行に当たって従うべき基本 規定を明文化した上で公表し、検察官の使命、役割を内外に明確にすべきであるといった提 言がなされています。

こうした提言を受け、検察では、後ほど説明します「検察の理念」を制定しています。 次に、資料②-1の2ページ、こちらは「検察官の人事・教育」についての記載があります。

簡単に申し上げますが、1番として、人材開発・育成・教育の在り方の改革に関して、検察官の基礎的・基盤的能力の強化のため、検察に批判的な外部の有識者等による辛口の研修を実施するなど、教育・研修の充実を図るといったことですとか、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別の専門委員会の設置などを進めるべき、幹部研修についても、より効果的なものにすべきといった提言がなされています。

より適切な人事政策の推進等、これは人事評価の問題、それに基づいた幹部人事ですとか 人材の多様化、全国的な見地の人事配置についての提言がございます。

最後に3番として、長期的な構想による組織的・継続的取組として、長期的な構想を策定して実施するとか、行動計画を策定して不断の見直しなどをするといったことが書かれております。

あと二つですが、第3、これは3ページになりますが、「検察の組織とチェック体制」について、こちらは「特捜部の組織の在り方」が1番、2番が「検察における捜査・公判のチェック体制」、3番が「監察体制の構築」、4番が「外部の目・外部の風」という記載がございます。後ほど必要な部分は説明いたします。

そして,「第4 検察における捜査・公判の在り方」ということで,1番が「検察における取調べの可視化の基本的な考え方」として,取調べの録音・録画は検察の運用及び法制度の整備を通じて,今後より一層その範囲を拡大するべきという提言,さらに2番として「検察の運用による取調べの可視化の拡大」,3番目として「新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性」ということで,特にこちらは取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し,制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため,専門家の知見等を反映しつつ,十分な検討を行う場を設け,検討を開始するべきといった内容となっております。

以上が検察の在り方検討会議の提言、検察の再生に向けてということでございます。

この提言を受けて、法務大臣、法務省といたしましては、平成23年4月、検察の再生に向けての取組を公表しました。これが資料の③であります。

この資料③を御覧いただきますと、こちらでは法務省と最高検察庁が適切に役割分担をし、 交互に協力しつつ、改革策を検討・推進していくことが不可欠であり、改革の実現に努め、 1年後を目途に進捗状況を取りまとめて公表するというふうにされています。

1番として、「最高検が検討・推進すべき事項」とありますが、(1)から(4)まで、これは検察の在り方会議の提言に沿った内容となっていますが、まず一つ目としては、検察官の使命・役割を示した基本規定を制定すること。

それから(2)まで飛ばしますが、分野別の専門委員会を設置したり、あるいは検察改革を力強く推進するための組織をつくるということ。

(3) として特捜部の組織の在り方の見直し、それから、次の2ページに入りますが、特 捜部の独自捜査に対する横からのチェック体制の構築、監察の実施、外部の有識者から意見・助言を得られる仕組みの構築。

(4),提言4の関係ですが、こちらにつきましては、一定の事件について、取調べの録音・録画の範囲を試行していき、多角的な検証を実施することなどが書かれています。

さらに3ページには、今度は「法務省が検討・推進すべき事項」ということで、 (1) は提言の第2に関することですが、「検察官の人事・教育」に関連するものとして、検察官に対する研修の拡充や女性の幹部への登用促進、全国的な見地での人事配置の実施など、可能なものから速やかに実施する。

そして, (2) にありますとおり,新たな刑事司法制度を構築するため,直ちに法制審議会に対し,所要の諮問を発する準備を開始する,その際,法制審議会における調査・審議に当たり,専門家の知見に加えて国民の声を十分に反映することができるよう配慮すると,こういったことについて積極的かつ速やかに検討・取組に着手するものとされました。

それを受けて,今度は主に検察においてどのような改革がなされたかということを御説明 したいと思います。

先ほどの資料①の時系列で言いますと, 左側の矢印になります。

検察の在り方検討会議の提言,これを踏まえた法務大臣の指示を受けて、検察におきましては、この時系列の左側にありますとおり検察改革を進めてきました。一方、法務省では、この時系列の右側にあるように、新たな刑事司法制度の構築について法制審議会に対して諮問がなされ、検討が進められています。

このうち, 左側の検察改革の概要について御説明いたします。

検察の使命・役割と検察官の倫理,これが提言の一つ目だったわけですが、検察におきましては、平成23年9月、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めた「検察の理念」が策定されました。これは資料④-1になります。

こちらにありますとおり、「検察の理念」は1ページの前文と2ページ目の10項目からなっています。この「検察の理念」の策定に当たっては、平成23年4月以降、各検察庁におきまして、この基本規程の制定に向けた議論がなされました。職員全体のおおむね7、8割ぐらいの検事、副検事、検察事務官が議論に参加いたしました。また、後ほど説明いたします最高検に新たに設置されました検察運営全般に関する参与会、あるいは組織マネジメント専門委員会の参与等からも意見を聴取いたしております。

最高検において、これらの議論の結果、あるいは意見についての集約を行い、最終的に全国の検察庁の長が集まる検察長官会同における協議を経て、会同員全員の総意として策定されたのが、この「検察の理念」であります。この「検察の理念」の実際の業務への反映や浸透を図るため、その後、研修その他の教育・育成の機会や事件の決裁の場面においてこれを活用するなど、現在に至るまで継続的な取組を行っているところであります。

続きまして、提言の二つ目、「検察官の人事・教育」に関する取組状況ですが、これは資料の4-2になります。

まず、分野別専門委員会とございますが、これは外部の専門家である参与等との意見交換や各種講演会の開催、参考事例、資料の収集・分析等を通じて、必要な専門的知見を集積し、これを各専門分野における検察の現場支援と人材育成に活用することを目的として活動するとされております。

平成23年7月,最高検におきまして,こちらに記載があるとおり,金融証券,特殊過失, 法科学,知的障害など,こういった各分野について,検察官及び検察事務官を構成員とする 専門委員会を設置しております。

これまでの専門委員会の活動内容ですが、例えば金融証券の専門委員会においては、東京証券取引所の部長、あるいは公認会計士を招聘して講演をしていただいたり、国際分野の専門委員会においては、国際法の専門的知見を有する財団法人の理事長を招聘して講演を頂いたり、外国の検察官幹部との協議会を行ったりしています。また、組織マネジメント専門委員会においては、外部有識者である参与との意見交換を行い、幹部研修、あるいは検事の研修等の研修カリキュラムの見直しなどを行うなどしております。こういった専門委員会、平成24年6月に一つ、平成27年1月にもう一つ設置されておりまして、各専門委員会は現在まで随時開催されております。

これら専門委員会のほかに、検察改革を積極的かつ着実に推進することを目的として、平成23年4月には最高検に検察改革推進室が設置されたところです。

そして提言の三つ目,「検察の組織とチェック体制」に関する検察改革の取組状況について御説明いたします。

こちらについては、まず監察体制ということですが、平成23年7月に最高検に監察指導部が設置されました。監察指導部は、違法・不適切行為に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施するとされています。また、外部有識者である参与に対し、定期的に監察の実施結果を報告し、参与から意見・助言を受けています。

さらに、最高検におきましては、組織運営の在り方の改善等に関して、職員の意見を通じて組織運営の現状や課題等を把握し、これを組織運営に責任ある幹部にフィードバックするなどして、組織運営の改善に資することを目的とした組織運営状況調査というものを行っております。また、幹部に対する部下・職員の意見を把握して、これを当該幹部にフィードバックすることにより、幹部としての組織運営能力の育成向上を図ることを目的とした、幹部に対する部下の意識調査、これも定期的に実施しております。

その他、検察改革の取組を含む検察運営全般の実情について外部に報告するとともに、検察運営の在り方について外部から意見等を得る仕組みとして、最高検に検察運営全般に関する参与会を開催していくこととし、こちらに記載がありますとおり、平成23年7月、参与会運営要綱を策定して外部有識者を参与として委嘱としております。この参与会は、現在まで13回にわたり開催されております。

その他,こちらには記載がありませんが,特捜部の組織について,その組織の在り方についても最高検で検討を加え,平成23年7月には,関係各庁に対して特捜部が財政経済関係事件の対応をより強化することとする,金融証券分野をはじめとする専門委員会の活動と連携して専門性の向上を図る,あるいは国税当局,証券取引等監視委員会,警察等の関係機関との連携を一層深め,そのための組織体制編成を整えることとすると,こういった通知なども出されております。

それから、その他、時間の関係で提言の四つ目にまいります。④-4ですが、「検察における捜査・公判の在り方」についての取組状況を御説明いたします。

資料の④-4,これは幾つか細かく時期とともに書いてありますが、最高検におきましては、検察の在り方検討会議の提言に先んじて、平成23年3月から特捜部が取り扱う身柄事件について、検察の運用により取調べの録音・録画の試行を実施することといたしました。その後、運用要領を作成して、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とするなど

の措置を講じたところです。こちらにあるとおり、順次、取調べの録音・録画については拡大をしています。例えば、特別刑事部についても特捜部に準じて試行を開始する。あるいは、いわゆる供述弱者とされる知的障害者の取調べの録音・録画を試行したり、裁判員制度対象事件について取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大させています。

そういった試行を続けた後、平成26年10月には、これまで一定の事件で試行されていた取調べの録音・録画を本格実施するとともに、試行の対象を広げまして、公判請求、起訴が見込まれる事件については罪名を問わず、身柄事件であって被疑者の供述が立証上、重要である事件などの被疑者の取調べ、あるいは被害者・参考人の供述が立証の中核となる事件などの被害者・参考人の取調べなどにも拡大させています。

その後、平成29年4月に、検察の運用による取調べの録音・録画の実施対象事件が整理され、令和元年6月から、後に御説明する刑事訴訟法等の一部改正により、裁判員制度の対象事件、検察官独自捜査事件について、一定の場合を除き、被疑者の取調べの全過程を録音・録画することを義務付ける制度が施行されております。

ただいま御説明いたしました一連の検察改革につきましては、1年後をめどに進捗状況を 取りまとめて公表すると大臣の指示がございまして、それを踏まえて作成されたのが、お手 元の資料の⑤検察改革の進捗状況、平成24年4月5日、法務省、さらにその2年後に作成 されたのが、お手元の資料の⑥検察改革3年間の取組、こちらに取りまとめられております。 このように、主として検察の現場を預かる最高検におきまして種々の改革策が講じられて きたところですが、法務省におきましても、検察の在り方検討会議の提言、大臣指示を踏ま えて、最高検における改革の進捗状況について適時報告を受けるとともに、次の事項につい て検討・取組を進めてまいりました。

これは資料⑤の検察改革の進捗状況ですが、ちょっと中身は飛ばしまして20ページというところがございます。

法務省での取組といたしまして、この丸に書いてあるような研修の拡充、専門性向上のためのキャリア形成支援、あるいは二つ目の丸ですが、有能な人材の幅広い採用、女性の幹部への登用の促進、それから全国的な見地での人事配置の実施、そして新たな刑事司法制度の構築ということで、法務省としても、この取組について記載があるところであります。

この新たな刑事司法制度の構築について、以下、説明したいと思います。

この新たな刑事司法制度の構築につきましては、先ほどの資料①の刑事司法改革の流れとある時系列にありますとおり、検察の在り方検討会議提言のうち、今般の一連の事態の原因について考えてみると、検察において、我が国の刑事司法制度特有の構造も背景として、取調べ及び供述調書を偏重する風潮があった点に本質的・根源的な問題がある旨の指摘がなされ、今後、国民の安全・安心を守りつつ冤罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、追及的な取調べによらずに供述や客観的証拠を収集できる仕組みを整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方から脱却する必要があるとされたところであります。

このような見直しを進め、新たな刑事司法制度を構築するため検討を行う場を設けるという提言だったわけですが、この提言を受けまして、法務大臣の諮問機関である法制審議会に対し、所要の諮問を発する準備を開始するという旨が明らかにされ、平成23年5月、諮問がなされました。

それが資料⑦の法務大臣から法制審議会に対する諮問の内容であります。こちらは諮問第

92号とありますが、近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について御意見を賜りたいというものであります。

この諮問を受けて、法制審議会に新時代の刑事司法制度特別部会が設置されました。この特別部会では、刑事司法制度全般の在り方に対する調査・審議が行われることが必要とされ、専門的見地のみならず、広く国民の声を反映した調査・審議を行うことが期待されたことから、同部会には刑事法の実務家や刑事法関係の研究者のみならず、犯罪被害者の御遺族、無罪判決を受けた方、経済界、労働界、マスコミ関係の方など多様な立場の方々が、当時の法務大臣により委員・幹事として任命されました。

この資料®の基本構想というものがございますが、この別紙の2というのがありまして、 こちらに特別部会の委員等の名簿が記載されております。

続いて別紙 3 が、この特別部会における審議の状況、この基本構想がまとめられるまでのものが記載されています。第1回、平成 2 3年 6月 2 9日に始まり、基本構想が取りまとめられるまで、第19回、平成 2 5年 1月 2 9日までの審議がなされています。この中ではヒアリングでありますとか、あるいは視察などが含まれているものであります。この 1 9回にわたる会議を重ね、平成 2 5年 1月に、その後の検討方針、具体的な検討事項を明示したのがこの基本構想でありまして、この御覧いただいているものがそれに当たります。

この基本構想には、それまでの我が国の刑事司法が取調べ及び供述調書に過度に依存してきたとの認識の下、そのような状況からの脱却を図り、新たな刑事司法制度を構築するため、証拠収集手段の適正化、多様化と充実した公判審理の実現という二つの理念に集約される具体的な諸方策が提示されております。

特別部会では、この基本構想に基づきまして二つの作業部会を設置し、各分科会においてそれぞれ10回にわたる会議を重ね、各検討事項について専門的、技術的な検討を行いました。平成26年2月に制度設計に関するたたき台を作成して、この部会においてはたたき台に基づいて議論を重ね、平成26年7月、第30回の会議において全会一致で答申案がまとまりました。その答申案については、新たな刑事司法制度の構築について調査・審議の結果(案)ということですが、これが法制審議会の総会において、同じく全会一致でこの答申案をもって答申として採択され、それが資料の⑨になります。

この法制審議会による答申を受けて、法務省ではこの答申に基づいた立案を行い、平成27年3月閣議決定の上、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案として国会に提出がなされました。この法案については、平成27年5月から衆議院で審議が開始され、同年8月5日に衆議院法務委員会で一部修正の上、可決、同月7日、衆議院本会議で可決されました。その後、参議院で審議が行われ、一度、国会閉会に伴って継続審議となった後、平成28年5月19日、参議院法務委員会で可決、同月20日に参議院本会議で可決され、その後、同日、衆議院法務委員会で可決された後、平成28年5月24日に衆議院本会議で可決されて成立したということでございます。

この改正法の内容と、それから国会において一部修正があった本法の附則 9 条について説明いたしますが、本法に掲げられた制度は多岐にわたりますので、これがお手元の資料の⑩刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要(詳細版)とありますが、この色刷りの資料に書

かれています。項目は幾つもありますので、時間の関係もございますが、①ページから始まって、ざっと見ていただければお分かりのとおり、取調べの録音・録画制度の導入でありますとか合意制度の導入、通信傍受の合理化・効率化、保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、弁護人による援助の充実化、あとは証拠開示制度の拡充、犯罪被害者と証人を保護するための措置と。そして、証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ、自白事件の簡易迅速な処理のための措置と、こういった内容について法整備がなされました。

こちらについては、各制度、改正法の公布日から起算して、早いものでは20日、それ以外では6か月、2年、もしくは3年以内の政令で定める日から段階的にそれぞれ施行がされています。例えば取調べの録音・録画制度の導入、あるいは通信傍受の手続の合理化・効率化については、3年後、昨年の6月1日に施行されたものです。

次に、資料⑪の附則9条について御説明いたします。

これは資料 ですが,国会の審議の過程において,この附則,元々第 項だけだったものが第 2項と第 3項が追加されました。第 1項は取調べの録音・録画に関するもので,改正法の施行後 3年,すなわち令和 4年 6月を経過した場合に,その実施状況を勘案して,在り方について検討を加えるなどというもの。

第2項が、この法律の施行後3年を経過した場合に、それ以外の各制度の施行状況について検討を加えるなどのもの、第3項が改正の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿にかかる措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとすると、こういったものであります。

最後、この附則第9条の第3項を受けまして、最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及 び法務省・検察庁の各担当者からなる刑事手続に関する協議会が設けられております。この 協議会、それからその下におかれた幹事会ですが、現在までに合計16回にわたって開催が され、協議、意見交換が行われています。

以上、駆け足ではございますが、近時の刑事司法改革の流れについて御説明をいたしました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

大分長く講義をお聞きになってお疲れかと思いますので、ここで 5 分弱、トイレ休憩を挟 みたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

〇鎌田座長 それでは、そろそろ再開をさせていただきます。

小林さんもよろしいですね、大丈夫ですね。

大分時間が押してしまいましたけれども, 先ほどの当局からの説明につきまして, 委員の 皆様, オブザーバーの皆様から何か御質問がありますでしょうか。

なお、小林オブザーバーはウェブ参加でございますので、どなたが発言したか分かるように、恐縮ですけれども、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいた上で、御意見、御質問を頂ければと思います。

それでは、冨山委員、どうぞ。

〇冨山委員 ありがとうございます。冨山ですが、冒頭の方に法務省と検察の人事的な関係性

の話がちらっとあったんですけれども,百何十人は検察庁の人を置くことができるという規 定ですという理解ですね,置かなきゃいけないじゃなくて。

- ○佐藤刑事局総務課長 お答えいたします。
 - 充てることができるですので、必ず置かなければならないというものではございません。
- ○冨山委員 それでまたちょっと、やっぱり基本的にはガバナンスとは人事の話なのでちょっと突っ込んで聞きますけれども、実際に今の法務省・検察庁のそれぞれの幹部人事なんですが、ちょっとこれは余り実際のところよく知らないので伺いたいのですけれども、今、内閣人事局とかありますよね、そこでばっと決めちゃうという人事もあれば、あうんの呼吸で局長さんはAさん、Bさんがなるという、いろいろあると思うんですけれども、その辺の人事が形式的な問題と実質的な問題って、検察、法務省、どういうふうに偉い人の人事って今決まっているんでしょうか。
- ○鎌田座長 これは生々しい質問ですけれども、佐藤総務課長でよろしいですか。どうぞ。
- ○佐藤刑事局総務課長 私がお答えする立場にあるのかどうなのかというのは大変疑問なのですが、検察官につきましては、ちょっと一般的なことしか申し上げられないかもしれませんけれども、検察官というのは種類がありまして、もちろん検事であったり副検事であったりするわけですが、一般に検事は法務大臣が任命するということになっています。

法務省において、法務省といいますか検察の内部において、どういう人がどういうポジションにつくべきかというのは、それは実は私もその対象であるので、どういった観点で選ばれるかというのはなかなか分からないのですが、それは正に適材適所、その部署、部署に応じた形で人事というのは行われているのではないかと思うのですが、それ以上、ちょっと何とも申し上げにくいのですが。

- **○冨山委員** 冨山ですけれども、誰がどう決めているかという質問なんですけれども。適材適所になるのは当たり前というか、そうじゃなきゃいけないのが常なんですけれども、実質的に誰がどういうふうに決め、決まっていっちゃうのかという話なんですが。
- ○佐藤刑事局総務課長 まず、所管として申し上げますと、刑事局で人事についてどうこう所管しているわけではないのでありますが、それはしかるべき立場の人が、しかるべく決めているのだろうと思います。すみません、ちょっと私分からないので、はっきり申し上げられないというのが事実です。
- **〇冨山委員** 分かりました。では、もう一点だけ。

結果的に私の理解では、法務省の刑事局長以上の偉い人って、ほとんど検察官じゃないですか、事実上、圧倒的に。それは何かルールで決まっているわけじゃないということですよね。慣行上、そうなっている。それも答えにくいかな。

- ○佐藤刑事局総務課長 実態として、例えば法務省刑事局長が検事の出身者が充てられているということはございますし、私が承知している限りで言いますと、刑事局長というのは比較的検事が務めてきたのではないかなと思います。ただ、法務省内部部局それぞれございまして、ちょっと私の所管を超えるところもあえて申し上げますが、その部局によっては、必ずしも検事が、例えば局長を務めているということではなくて、それ以外の者が務めている場合はあろうと思います。
- **○富山委員** 私はその他部局は余り関心なくて、官房長、事務次官、要は官房長以上ですね、 官房長、事務次官って相当、本当に偉い人たちのところは、私の理解では大抵検察官の方の

ような気がするんですけれども,ですよね。

- ○鎌田座長 佐藤総務課長, どうぞ。
- **〇佐藤刑事局総務課長** ちょっと私も過去の人事を全て承知しているわけでももちろんありませんので分かりませんが、現在といいますか、事務次官であったり官房長、これを検事が務めているということはございますし、そういう例が多いのではないかなと思います。
- ○鎌田座長 冨山委員, どうぞ。
- ○冨山委員 では、1点。もうこれで終わりにします。

質問じゃないんですけれども、要は質問した趣旨は、今回の問題って結局、要はある意味ちゃんと民主的統制の中に入っていなきゃいけない法務省ですよね、これは、民主国家なんで。法務省におけるポジションなり立場、あるいはそこで民主政治の統制下にあるべき法務行政官としての問題という部分と、という人たちの有り様の問題と、検察って起訴便宜主義ですから準司法的機能を持っているわけで、そういった意味で政治からの独立性がなきゃいけないという側面があるわけで、両者はかなり性格の異なる組織です。要は私の理解では割と、慣行的かどうか分かりませんけれども、ほとんどの場合、多くの人を結構知っていますけれども、個人的に。大抵検察庁で偉くなる人というのは、どういうわけか法務省の官房長をやって、事務次官もやって、その後、大体東京高検検事長とかになって総長になるというキャリアパスになっていて、そこは何か、いや、そうなる合理性、必然性があるんだったら全くそれはそれで構わないんですけれども、要はその必然性、合理性がどういうふうに今まで成り立ってきたのかというところを聞きたかったという、そういう趣旨の質問であります。多分ちょっと答えにくいと思うので、これ以上は結構です。

- ○鎌田座長 金指委員, どうぞ。
- ○金指委員 検察の在り方に対して、ありがとうございました。

私のような門外漢でもよく理解できたと思います。ということは、問題の在り方が、私のような門外漢でも理解できたから、すごくこの話が分かるわけです。翻ってこの会合を見たときに、一体どこに問題点があるのかというあたりが、大臣の御挨拶のようにちょっと若干期待をしておったんですけれども、余り出てこないというあたりが、行政の不透明性みたいなものがあるので、そこに関して何らかの意見を出してくれという話のあたりが、これは次回以降のところでおいおい出てくるんだと思いますけれども、どうもその辺のあたりがちょっと焦点が、私が理解していないのか、何となく分からないのかという感じがいたしますので、次回以降でも結構ですから、再度この会合に関しての問題点がどの辺にあるかというあたりを明確にして議論を進めた方が、より実のある議論ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○鎌田座長 大きな三つの柱というふうなことを国会答弁でも記者会見でも大臣はおっしゃっていられるので、それが三つの柱ではあるんでしょうけれども、その課題に応えるのに具体的にどういうことをどういうふうに扱っていけばいいかというのは、なかなかこれはつかみどころのないというといけないんですが、難しい問題ですので、次回は是非いろいろと率直に御意見を出していただいて、そこから論点を整理していって、早くコンセンサスに達することができそうなものから順次、処理していくというような進め方にしたいと思っております。これはまた事務局にも整理に協力をしていただこうと思っています。
- ○金指委員 了解です。

- ○鎌田座長 先ずは、当局に対する質問がありましたら、出していただければと思いますが。
- ○後藤委員 在り方検討会議の提言を受けて、法務・検察の中でいろいろな努力をされてきたというのはそうなのだろうと思いますけれども、例えば在り方検討会議の提言の3のところで、定期的な意見調査をしたら良いと言っていましたね。実はあの会議のときに、法務省が検事全員に対して無記名で意識調査をするという、多分、検察始まって以来の調査をしたと思います。そのデータとは非常に参考になったわけです。それのレポートが今は法務省のホームページから消えてしまって参照できない状態になっています。我々が今回頂いた資料の中には入っていますけれど、一般に参照できないのは残念です。同時に、この意識調査は定期的にやったら良いと提言をしていたのですけれども、それは行われているのでしょうか。⑤とか⑥の資料を拝見すると、職員の意見を聞いていることは分かるのですけれども、提言が想定していた、無記名の悉皆調査とはイメージが違うように見えます。この10年間でこういう調査をもう一度したことがあるでしょうか。
- ○鎌田座長 佐藤総務課長, どうぞ。
- ○佐藤刑事局総務課長 先ほど十分に説明ができなかったところですが、委員から御質問あったように、この無記名での調査というのは、実は継続してやっております。今日お配りの資料で言いますと、⑥という資料がありますが、これは検察改革3年間の取組ということでまとめたものの中の、例えば24ページや25ページぐらいなんですが、(1)とありまして、組織運営に関する調査の実施ということで、組織運営状況調査というものと、あと幹部に対する部下の意見調査の二つを実施するというふうに記載されておりますが、これは正に無記名でやっています。

組織運営状況調査というのは、正に検察庁全体の組織について、例えば意思疎通がちゃんとできているかどうかとか、ハラスメント行為についての対応がどうなっているかとか、こういう質問項目を設けて無記名での回答を求めています。

また、幹部に対する部下の意見調査、こちらも検察の在り方検討会議の提言の中にあったかと思いますが、部下を何人か持っている幹部というのは当然検察庁にもおります。それに対して、これまた無記名で、1年に一回ぐらい部下から書かせるんですけれども、かなり辛辣な意見も中にはありますが、そういうことを幹部になると受けることになっていまして、これは継続的に実施しているところでございます。

- **〇鎌田座長** 鵜瀞委員, どうぞ。
- ○鵜滯委員 鵜瀞ですけれども、御説明ありがとうございました。

検察の在り方検討会議の②-1にある項目を、今御説明を聞きながら一つ一つチェックしていったんですけれども、全部行われているというふうに理解していいのかどうかをちょっと確認させていただけますでしょうか。

それから、この中で、もし実施が不十分なところがあるというふうにお考えでしたら、それも御紹介いただければと思います。

○佐藤刑事局総務課長 この提言を受けまして、先ほど説明したとおり、最高検、検察で実施する部分と法務省で実施する部分と両方整理をしまして、それを受けて実行していますので、基本的に全部対応できていると思っています。その上で、例えば組織について、今後また改善をしていくことが当然あり得ますので、今後どうなるかということはもちろん分からないわけですが、基本的にこの提言を受けた形で検察、あるいは法務省の法整備は進めていると

いうことで御理解いただければと思います。

- 〇鵜瀞委員 分かりました。
- ○鎌田座長 ほかによろしいですか。

特にもうこれ以上、御質問がないということでしょうか。 紀藤副座長、どうぞ。

〇紀藤副座長 委員からないようであれば、ちょっと紀藤からお聞きしたいんですけれども、 幾つかあるんですが、この検察の在り方検討会議の報告書、提言書というのはとてもよくで きた提言書で、当時、震災もあったこともあるんでしょうけれども、その中でよく頑張られ たなというふうな内容になっていると思うんですね。

それが現在の刑事司法の在り方にとても生きていますし、録音・録画が広まったことについては積極的な評価をして、これも検察官や法務省の努力のたまものだというところも十分理解しているつもりなんですけれども、まず先ほど、検察の在り方検討会での提言書の中の実施項目については基本的にやっているという答えがありましたが、これは何かチェックリストを作らないとちょっと分かりにくいんじゃないかというふうに思います。私が見る限りは、抜けているところがあるというふうに思います。

それは、検察の概要版でもいいんですけれども、詳細版の目次を見ていただければいいと 思います。資料②-2ですね、それが検察の再生に向けての在り方検討会の提言書ですけれ ども、その目次のところに、第3の「検察の組織とチェック体制」というところがあると思 うんですね。第3の1は特捜部の組織の在り方で、2番目は検察における捜査・公判のチェ ック体制というところがあると思うんですね。それが本文との関係で言うと19ページにあ りまして、ここの在り方検討会の提言書がとても分かりにくいからこうなっているのかもし れませんが、目次と、この括弧付けがちょっと分かりにくいということもあって誤解された のかもしれませんが、1は特捜部の組織の在り方なんですね。その次は検察における捜査・ 公判チェック体制と書いてあって,四角の丸のところを見ると,「特捜部が行う独自捜査事 件」と。それで、丸のところの次のところが「公判段階における「引き返す勇気」を実行す るため」と書いてありまして、これの公判段階というのは特捜部に限られないと思うんです。 20ページを見ていただけると、実際そういうふうに本文には書いてありまして、「引き返 す勇気」という言葉が書いてあって、(2)のところですけれども、「本検討会議としては、 特捜部の独自捜査事件に限らず、例えば、」云々ということで、引き返す勇気というのは特 捜部事件に限られないと。元々村木さんの事件から始まったこともあって特捜部の問題でも あるんですけれども,一方,特捜部事件に限られないと書いてあるんですね。

ところが、その後の結果の先ほど説明されたものを見ていくと、そこの辺がすごく曖昧になっていまして、例えば、資料⑥の検察改革3年間の取組というのがあると思うんですけれども、これの5ページ目を見ていただけると、対応する箇所があるんですね。(4)というところなんですけれども、公判段階における組織的なチェック体制の構築ということが書いてあって、検察の組織再生において、公判段階における「引き返す勇気」を実効化するため、一定の場合に、高検を含めた協議を実施することとすると、ここまではいいんですけれども、その後に、公判段階における組織的なチェック体制を提言を受けたことを受けて、特捜部で起訴した事件の公判については平成23年4月26日から、以下のとおり体制をとることとしたと書いてあって、一般公判事件について書かれていないんです。

つまり、私は弁護士をやっていて、この「引き返す勇気」というのは特捜部事件に限らな いと思っているんですね。民事だったら比較的自由にできるということはあるんでしょうけ れども、検察庁が起訴した事件に関して、そんな簡単にできないということは十分に理解し ているんですが、やっぱりチェック体制が一般の公判事件にもないと、やっぱり問題がある 事件があるんじゃないかというふうにも思いますので、ここは全部やっているというふうに 言われてしまうと簡単に過ぎるので、やっぱりまず提言の中でやっているかどうかの対応表 を作っていただきたいということと、それから対応表で、レベルですね。これはできた、で きないも含めたレベルをやっぱり記述が頂きたいということと,先ほど委員からも御質問あ りましたけれども、例えば、この資料⑥で言うと25ページのところに、アンケート調査を やっていて、組織運営状況と幹部に対する部下の意見調査を定期的にやられていると言って いるんですけれども、そうすると、定期的にやった中で、ここ5年で見ても、検察官がセク ハラをしたという事件は報道されているんですね。事実かどうかも含めてなんですけれども, 検事正クラスであるとか、それから元秘書課長クラスの人のセクハラ事件が報道されている んですけれども、こういう調査をした結果、問題点が分かったのか、分かっていないのかと いうところも含めて開示していただかないと、ちょっとその評価がしにくいなというふうに 思います。

それから、もう一点あるんですけれども、先ほど検察庁と法務省との関係で133名という数字が出て、委員からも御質問がありましたけれども、人事を誰が決めているのか分からないというのはちょっと普通の組織ではあり得ないと思うんですね。最高裁でさえ事務総局が決めているとか、そういう何か議論があるわけで、検察庁で誰が決めているか分からないというのは、ちょっとそれ自体が不思議というか、一般の国民から見て理解不能というふうに思いますので、もし次回、一定の回答が得られるのであれば、どういう決め方をしているのかということについては明らかにしていただきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

〇鎌田座長 ありがとうございました。

佐藤総務課長, 今の2点とも, 今答えられますか。

○佐藤刑事局総務課長 まず、3点頂きましたので、最初の1点、公判段階で特捜部が起訴した事件に限らず「引き返す勇気」を実効化するため、高検を含めた協議を実施することとするなどというのが提言の内容になっています。

これは、先ほど御指摘いただきました3年間の取組の5ページの一番下から6ページにかけて、特捜部が起訴した事件以外についても上級庁、地検の次席検事が速やかに高検の担当検事に協議をして、公判遂行の方針について協議を行うと、こういった取組はしていますので、この点はちょっと御説明させていただきます。

それから、2点目、3点目といいますか、1点目も関わるかと思いますが、これまでの検察の在り方検討会議の提言の実施状況、実行状況について確認をされたいという御要望でしたので、これはどういったものが出せるのかはまた検討させていただきたいと思いますし、それから2点目のセクハラの話があるということですが、これは公表できないという事情も実はございますので、それはやはり被害者の方がいらっしゃったりするとか、そういう問題もありますので、こちらはちょっとどういった形で出せるのかは、その点も含めて検討したいと思います。

それから人事のことは、すみません、私がちょっと歯切れが悪いお答えになっているということもあってのことかと思いますが、ちょっと私の立場からなかなかお答えしにくいので、この点もちょっとどういったものができるのか、またそこは引き取らせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○鎌田座長 山室委員, どうぞ。
- **〇山室委員** 2点、コメントしますが、最初については、まずセクハラについては、これは国会で問題になって法務省が公表しています。それがあるはずですから探してください。

それから人事については、最高裁ですら事務総局がって、では、事務総局の誰だといったら分からないんですよ。ですから、法務省だったら、今で言えば最高検と法務省が決めているだろうというぐらいのくくりでしかないので、これについては、それは無理ですよ。国民がといいますけれども、役所の中の人事で、その時々によって有力者がいますし。ただ、法務省の場合には、さっき富山さんのに若干お答えすれば大体分かるんです、どのポストに誰がついたら、ああ、その後、彼がこうなるなというのはみんな知っているという、そういうあうんの呼吸で動いている。そこに合理性があるかどうかはまた別問題ですけれども、それ自体が不透明だという話にはならないと思います。

以上です。

- ○鎌田座長 小林さん,何か御質問等ございませんか。
- **〇小林オブザーバー** ありがとうございます。

私の質問というよりは、次回の会議に向けての資料のリクエストを一つさせていただけたらと思うんですが、例えば、教育の世界ですと、ユネスコやOECDのような国際機関が、各国を様々な観点からの指標で評価をしたりしてランキングを公表したりしています。刑事裁判のあり方について、どこか国際機関から例えば「日本の裁判の透明性」のような評価が諸外国との対比においてなされていますでしょうか。また、「刑事裁判における被疑者の人権保護」に関する国際的なガイドラインなどが出ていれば、次回の会議の際で結構ですのでご共有いただけると幸いです。

○鎌田座長 ありがとうございました。

その点については、また事務局の方で資料を探していただくことにして、次回、出せれば 出すということにさせていただきます。ありがとうございます。

- **〇小林オブザーバー** ありがとうございます。
- **〇鎌田座長** 残りの時間が少なくなってしまいましたが、この機会にどうしても御発言しておきたいことがございましたら。

すみません、御意見を伺う前に今大臣がお入りになるそうですから、ちょっとお待ちください。

刑事局の皆さん、ありがとうございました。

(刑事局職員退室, 森法務大臣入室)

- ○鎌田座長 では、鵜瀞委員と太田委員。まず、鵜瀞委員、どうぞ。
- ○鵜滯委員 ちょっと大臣の前でお話しするような話じゃないかもしれないんですけれども、 確認をさせていただきたいのですが、今日この後、記者ブリーフィングをされるということ ですよね。それで、今後の議事の開示方法について、先ほど座長の御提案だと、名前を入れ

た逐語の議事録と、それから資料を速やかにウェブサイトに載せるということと、それ以外にも一つ、別室でモニターでというようなことをおっしゃっていたと思います。

それで、ウェブサイトに載せるものについて、逐語の議事録に関しては事前に確認させていただけるんだろうと思うんですけれども、ちょっとそこに留保をつけられていたように思うんですが、つまり公開が適切でないものに関しては例外を設けると。それとモニター中継との関係がちょっと私まだ理解できていなくて、どういうものを除く御趣旨なのか、それをまた今日記者ブリーフィングで、記者の方の関心も高いと思いますので、どのように説明される御予定なのかお聞きできますでしょうか。

- ○鎌田座長 これはモニターを通じて記者に同時に中継するということについては、もう少し検討させていただくので次回までにそれを決めたいと思いますが、その方式を取った場合に、この会議では余りないと思うんですけれども、プライバシーに触れるような問題があるときには、一時、映像と音声をシャットアウトして議論をするという方法を取らざるを得ないというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。
- ○鵜滯委員 分かりました。そのように説明されるということですか。
- ○鎌田座長 質問があれば、そうしたいと思います。
- ○鵜瀞委員 そうですか。はい、分かりました。
- ○鎌田座長 では、太田委員、お願いします。
- **〇太田委員** 1点だけ、コメントさせていただきます。

先ほどの山室委員の御指摘と重なるんですけれども、人事の話がありましたけれども、公務員の場合には一般的にもう自明のことですが、法令上、任命権者というのがはっきり決まっていまして、これは決定権がそこにあるというのはもうひっくり返しようのない話です。もちろん人事部局、担当部局がそのサポートをするという意味ではあるでしょうけれども、いずれにしても決定権というのはもうそこにあるということでありましょうし、また、そのプロセスという話になってくると、これはかなり、私自身、例えば県警本部長という立場で、例えば兵庫県警にいたときには、部下職員1万2、000人の任命権を持っていましたけれども、もう考慮要素というのは相当いろんなものがありまして、これはもう言いようがないわけですし、また機微にわたるようなことも多々ある。だから、そこの中身を透明化するとかというのは、もう実際上、不可能な話ではないかなという感想を持ちました。ちょっと一言だけコメントさせていただきます。

- ○鎌田座長 冨山委員, どうぞ。
- ○冨山委員 私,質問した趣旨はそこにあるんじゃなくて,明確に法務省と検察庁は憲法上,やっぱり違うわけですよ。そこには適性も違うはずなんです。法務行政官としては優秀であるということは,むしろ政治に近いのが必然的であって,だって,国民の意思の反映である立法府と行政府なので,法案を作る場所なんだから。だけれども,一方で執行ですよね,検察というのは。だから,その執行で,かつ準司法的機能を持っている検察が,厳に独立性を持っていることは正しいんです,これはどう考えても。私の憲法的知識でも正しいんです。だけれども,にもかかわらず,要は法務事務次官の適性を持っている人が必然的に検事総長の適性を持っているような人事がずっと行われてきていることは,民間の感覚では理解できないです。適性は違うはずなんだから,その組織が求めている要件も違うんだから。

だから、例えば、今日はまだ実名で言いやすいので実名で言っちゃいますけれども、黒川

さんが政治に近いから検事総長としていかがなものかという批判を受けているんだけれども、 それは、私は実際に会社法改正とか民法改正で一緒に関わったときに、黒川さんは明確にやっぱり法務官僚として有能な人だったんですよ、こと立法に関わる、あの領域においては。 当然そこで政治や経済界とすごく密接な関係を持つことは当たり前の話であって、だって民主的統制下にあるんだから、立法過程というのは。それで日本は民主政治国家ですから、そこで政治と距離が近いのは当然ですよ。だけれども、その問題と、じゃ、検事総長としての適格性というのが言われちゃったわけでしょう、少なくとも今回、世の中から。それって、やっぱりどう見ても構造矛盾があると僕は思っているんです。

これはちょっと前,この前雑談で言いましたけれども,私の父が,根来さんと高校の同窓 同級ですごく親しかったので,よく覚えているのですが,根来さんが当時批判されたのも同 じ構造なんですよ,これは。根来さんは極めて有能で立派な法務官僚だったと記憶します。 だけれども,やっぱり当時,要は政治と近いという批判を非常に厳しく受けて,検察庁のト ップの適性についていろいろありましたよね,その問題で。

今の構造って、今の人事的な、要は人事トレーンが、ある意味でもうほぼ確定的なトレーンになっているとすると、この構造矛盾って今後も私は抱えていくことになると思うんですよ、法務省と検察庁の関係で。それは、もし私が若い検察官だったら、やっぱり何かすごく矛盾を感じながら、要は官僚人生を送るようなことになるように私は感じるんですね。要は立派な法務行政官として、要は民主的政治プロセスに対して仕えることにおいて技量を磨いていく道を選ぶのか、要は準司法機関たる検察官として、その技量を磨いていく道を選ぶのかって、私ははっきり言って適性が違うと思いますよ、これは。重なっていると思うけれども、突き詰めていったら私は違うと思っているので、その脈絡で質問しているんです。プロセスが云々という趣旨じゃないです。誤解を招いたら申し訳ないんですけれども、そういう意味です。

〇鎌田座長 山室委員, どうぞ。

○山室委員 そういう意味では、黒川さんの場合には、例えば官房長を5年もやったという異例なことがありましたし、やはり相当政治に近い位置にいたということが不幸であって、今までは少なくとも検事総長は大多数が、例外あるかもしれませんし、ないかもしれませんけれども、次官を経験しています。それから、その前に刑事局長を経験しています。だから、先ほど私が申し上げた刑事局長になれば、それは、だなというふうにみんなが見るという、それは裁判所から見ていても分かるくらいはっきりしているという人事です。それがそれほど問題だったかというのは余り感じていなかったんですよね。一つは政治の側からは、非常にブレーキをかけていましたから。今回は、大臣の前で失礼ですが、政治の側が相当手を突っ込んできたというのがあるので、これだけ火を噴いたと。

この資料でも、検察の再生に向けて、②-2ですか、最後のページを見ると、事務局に黒川さんがいるんですよね。黒川さんは地方に出ていながら、非常に短い期間で戻ってここに据えたと。それで、正にここでいい腕を発揮したんですよね、検察の検討委員会で。それも買われているという。そういう意味ではなかなか凄腕の人なので、いろいろ注目されても当然だったということもあるので。それで、人事は個別にはもういろいろあって……

〇冨山委員 いや、それは、そういうことは申し上げていないです。むしろシステムの議論として……

- **〇山室委員** ただ構造的に、次官をやったから検事総長は駄目だという、これもちょっと乱暴 だなという気はします。違うという……
- **○富山委員** だめだという訳ではなく,でも,次官がゴールというケースがあってもいいですよね。
- **〇山室委員** よそはそうですけれども。あとは、外務省のアメリカ大使は別ですけれどもね。 次官の次はアメリカ大使というのはあったから。
- ○鎌田座長 所定の終了時間を大分超えてしまいました。最初の大臣のお話にもありましたように議論は活発に展開していただきたいと思いますが、また次回に改めてということでお願いします。

次回、先ほども申し上げたようなことで、論点整理の素材になるように幅広に御意見を伺いたいと思っております。この場での短時間の発言では意が尽くせないとか、あるいは出席がかなわないという方は、是非文書でこの会議体に出していただく。事務局、それは差し支えないですね。その上で、その要点を口頭でお話しいただくというようなことでもよろしいかと思います。

先ほども申し上げましたように、本日の議事につきましてはできるだけ早く議事録を調製し、ホームページに公表させていただきたい。と同時に、大臣からも特に御要望いただいておりますので、この後、副座長お二方と3人で記者ブリーフィングをさせていただきます。 次回の会議の予定につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

- ○保坂事務局 事前に皆様の御都合を照会させていただきました。一部、御都合のつかない方もいらっしゃって恐縮でございますけれども、第2回、次回の会議は8月6日木曜日、午後3時、15時から開催させていただく方向で現在調整しております。次回の方式、場所等、正式に決まりましたら、こちらの方から御連絡させていただきたいと思います。
- ○鎌田座長 ありがとうございます。 大臣,最後に一言お願いします。
- **○法務大臣** 私も、できるだけこの会議に顔を出させていただきたいと思っておりますが、今日みたいに議事を止めて待っていなくていいので、それだけお願いします。皆さん、委員の皆様方のお忙しいお時間を頂いてここに来ていただいておりますので、それは座長にも事務局にもお願いをいたします。

今後とも, またよろしくお願いします。

○鎌田座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。 長時間にわたって熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。